

「指定小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

改訂 平成 30 年 12 月 1 日
改訂 平成 31 年 4 月 1 日
改訂 令和元年 10 月 1 日
改訂 令和 2 年 2 月 1 日
改訂 令和 2 年 4 月 1 日
改訂 令和 3 年 4 月 1 日
改訂 令和 3 年 8 月 1 日
改訂 令和 4 年 1 月 1 日
改訂 令和 4 年 4 月 1 日
改訂 令和 4 年 10 月 1 日
改訂 令和 5 年 4 月 1 日
改訂 令和 6 年 4 月 1 日
改訂 令和 6 年 6 月 1 日

松寿園小規模多機能 ひとつはりの家 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することによる要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定し計画的にサービスを提供します。また、小松市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

事業所名 松寿園小規模多機能 ひとつはりの家

指定番号 1790300097

所在地 小松市一針町リ62番地24

管理者の氏名 松本 豊美

電話番号 0761-21-1006

FAX 0761-21-2113

サービス提供区域 小松市全域

事業所の職員体制（通いサービス15名に対する職員配置）

	職務の内容	常 勤	非常勤	合 計
管理者	職員、業務の一元的な管理	1名	—	1名
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1名		1名
介護職員	介護業務	10名	3名	13名
介護支援専門員	居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の作成	1名	名	1名

※兼務有り

営業日 年中無休

営業時間

通いサービス 午前9時～午後4時30分

宿泊サービス 午後4時30分～翌朝午前9時

訪問サービス 24時間

上記に関わらず、利用者のニーズに応じて、通いのサービス営業時間を、午前7時30分から午前9時まで、及び午後4時30分から午後8時00分まで延長することができます。但し、ご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

登録定員 25名

通所サービスの利用定員 15名

宿泊サービスの利用定員 9名

設備の概要

○宿泊室 利用者の居室には、宿泊に必要な寝具・備品を備えています。

○食堂

十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブルや椅子、箸、食器具等の備品類を備えています。

○浴室 浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けています。

○その他の設備 設備としてその他に、台所等の設備も設けてあります。

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行うものとしします。

小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、すみやかに当該計画を利用者に交付するものとしします。

- ・通いサービス・・・事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス・・・利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・宿泊サービス・・・一時的に事業所にお泊り戴き、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

基本料金(1ヵ月当たり)

介護区分	利用料	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

※月の途中で登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

加算料金等

①加算 A 初期加算…1日につき 30円

※登録日から起算して30日の期間についてお支払いください。

B サービス提供体制強化加算(I) -イ…1ヵ月につき750円

※区分支給限度額基準の算定対象から除外されます。

C 看護職員配置加算(I) …1ヵ月につき900円

看護職員配置加算(II) …1ヵ月につき700円

D 認知症加算(I) …1ヵ月につき920円

認知症加算(II) …1ヵ月につき890円

認知症加算(III) …1ヵ月につき760円

認知症加算(IV) …1ヵ月につき460円

※主治医の意見書の認知症日常生活自立度を参考にいたします。

E 訪問体制強化加算…1ヵ月につき1000円

F 総合マネジメント体制強化加算…1ヵ月につき1200円

※区分支給限度額基準の算定対象から除外されます。

G 科学的介護推進体制加算…1ヵ月につき40円

H 中山間地域等における小規模事業所加算…所定単位数の10%

I 介護職員等処遇改善加算(I) …1ヵ月の介護保険対象分の14.9%

②食事の提供に要する費用 (一食当り)朝食 335円 昼食 640円 夕食 470円 合計 1,445円
③宿泊に要する費用(一泊当り) 2,000円
④おやつ代(一日当り) 100円
⑤排泄用品代 実費
⑥日常生活費等 実費
⑦教養娯楽費(一ヵ月当り) 1,000円

ご利用料金は、1か月ごとに計算してご請求しますので、翌月22日(金融機関が休業の場合は翌営業日)に、口座振替の方法によりお支払いください。

短期利用居宅介護費

小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

<p>利用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。 ・利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に提供されるサービスに支障がないと認めた場合。 ・利用期間は7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)であること。 ・当事業所が提供するサービスが過少である場合の減算を受けていない場合。 ・指定基準に定める従業者数を配置している場合。

短期利用居宅介護費(1日あたり)

介護区分	利用料	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	5,720円	572円	1,144円	1,716円
要介護2	6,400円	640円	1,280円	1,920円
要介護3	7,090円	709円	1,418円	2,127円
要介護4	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護5	8,430円	843円	1,686円	2,529円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、利用者にて体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④入院等により利用を中断する場合も利用料は発生します。
※入院時に利用を終了した場合は、利用料は日割にて算定します。
退院後に再度利用したいときは、再度契約させていただきます。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、小松市、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持いたします。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記いたします。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録いたします。

11. 虐待防止の取り組み

利用者の人権擁護・虐待の防止のため、

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知・徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービスの提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：管理者 松本 豊美

ご利用時間：年中無休 午前8時30分～午後5時30分

ご利用方法については：電話0761-21-1006

※なお、公的機関においても、苦情の申し出ができます。

小松市役所長寿介護課

石川県小松市小馬出町91番地
電話 0761-24-8149 FAX 0761-23-3243
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

石川県国民健康保険連合会 介護サービス苦情相談窓口

石川県金沢市幸町12番地1号 石川県幸町庁舎4階
電話 076-231-1110 FAX 076-231-1601
受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

石川県福祉サービス運営適正化委員会（石川県社会福祉協議会内）

石川県金沢市本多町3丁目1番10号
電話 076-234-2556 FAX 076-234-2558
受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く）

※苦情処理第三者委員

能邨 勇樹 電話0761-22-0776
川畑 博 電話0761-21-9238
公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

14. 協力医療機関等

事業所は、次の医療機関等の協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするよういたします。

- ・国民健康保険小松市民病院 小松市向本折町ホ60番地
- ・あまいわ歯科医院 小松市本折町109番地
- ・介護老人福祉施設松寿園 小松市向本折町ホ31番地